

北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請に関する審議（６回目）

１．日 時

令和６年９月１２日（木） １０：３０～１１：１０

２．場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

３．出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、高崎、藤澤、増田、廣井、藤間

４．議事概要

- 鉄道局から、北海道旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ北海道」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る前回の審議における委員からの質問事項について、説明があった。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 北海道新幹線について、線区別収支に関する資料では１００億円以上の営業損失になっているが、札幌延伸開業後、並行在来線の分離も含め、総合的に見れば黒字に転じるのか。
等の質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 然り。総合的に見れば黒字になる想定である。
等の回答があった。
- 上記に加え、令和６年７月９日（火）、同月１８日（木）、同月３０日（火）、８月２２日（木）及び９月５日（木）の審議並びに９月３日（火）の公聴会及び同月２日（月）の現地視察を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請について、認可することが適当で

あるとの結論を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。